

看護職員募集要項

～令和6年度採用選考試験のご案内～

一般財団法人上越市地域医療機構
(上越地域医療センター病院)

【連絡・照会先】

一般財団法人上越市地域医療機構 総務課 (看護職員採用担当)

〒943-8531 新潟県上越市南高田町6番9号

TEL : 025-523-2131 (平日 8:30~17:00)

一般財団法人上越市地域医療機構 看護職員募集要項

～令和6年度採用選考試験のご案内～

一般財団法人上越市医療機構は、上越市が市民の健康と福祉の向上を目的に設立した上越地域医療センター病院の管理運営に携わる法人です。当機構は上越市から指定管理者の指定を受け、病院運営をはじめ介護関係事業などのサービスも提供しています。

センター病院では、「地域に寄り添う病院」を理念に掲げ、特に看護においては患者さんやご家族のみなさんの尊厳と権利を尊重した適切なサービスの提供に取り組んでいます。地域社会における医療、保健、福祉の主体として大きな役割を担う当院の職員として、知識、技術を高めながら、志を形にしてみませんか。

1. 募集職種

看護師

2. 募集人数

若干名

3. 受験資格及び採用期日

ア 令和6年に行われる看護師国家試験に合格し、免許を取得する見込みの人

採用は原則として令和6年4月1日です。所定の期日までに免許を取得できなかった場合は採用内定を取り消します。

イ 看護師免許を有する人

採用選考試験の可否通知後、本人の意向を確認した上で順次採用します。

4. 試験内容

ア 小論文(1,400字以内)

課題【看護の中で大切にしたいこと】

- ・ 1,400字以内(A4縦、横書)にまとめ、応募書類に添えて事前に提出してください。
- ・ 手書き、パソコン入力いずれも可とします。
- ・ 表現力、課題の理解力、文書構成力、自分の意見が述べられているか等について評価します。
- ・ 別添の「小論文の書き方」を参照ください。

イ 面接試験

- ・ 意欲、積極性、協調性、専門性について個別面接の方法により実施します。
- ・ 試験時間は概ね 20 分間です。

5. 面接試験の日時及び会場

(1)試験日 個別に日程調整の上、随時実施します。

- ・ 試験日当日の受付時間など詳細は、お手元に送付する「受験票」でご確認ください。
- ・ 受験票が採用試験日の 2 日前までにお手元に届かない場合は、採用担当へご照会ください。

(2)試験会場

上越地域医療センター病院（新潟県上越市南高田町 6 番 9 号）

(3)その他

採用試験に参加するための交通費の一部として3,000 円相当額を支給します。

(※免許取得者に限ります)

6. 応募方法

(1)以下の書類と小論文を A4 サイズに整え、提出してください。

※提出前に事前に総務課採用担当までご連絡ください。

電話番号 025-523-2131（平日 9 時から 5 時まで）

ア 免許取得見込者	イ 免許取得者
1 履歴書(メールアドレスを必ず記入)	1 履歴書(メールアドレスを必ず記入)
2 看護系大学(短大含む)・看護学校等の卒業見込証明書	2 看護師の免許証(写) ※免許申請中の人は国家試験合格通知(写)を添付
3 看護系大学(短大含む)・看護学校等の成績証明書	3 看護系大学(短大含む)・看護学校等の卒業証明書又は卒業証書(写)
4 小論文	4 小論文

提出書類及び小論文は返却いたしません。

(2)提出方法

- ・ (1)に記載した書類等を、持参又は郵送の方法により提出ください。

〒943-8531 新潟県上越市南高田町 6 番 9 号

一般財団法人上越市地域医療機構

上越地域医療センター病院 総務課(職員採用担当)

- ・ 郵送、宅配等で提出する場合は封筒に「看護職員採用試験提出書類在中」と朱書きし、受付期間内に必着するよう手配してください。

7. 合否結果について

試験結果は受験者それぞれへ通知します。通知の期日は採用選考日にお知らせします。合格者の方には「入職承諾書(提出用)」を同封します。入職承諾書の提出、受領をもって改めて採用内定を通知いたします。

8. 個人情報の取扱いについて

機構へ提出いただく提出書類等の個人情報については、以下の目的のために利用させていただくことがありますので、あらかじめご承知ください。

- (1) 看護職員採用試験の実施
- (2) 試験結果又は内定通知の送付
- (3) 受験者名簿の作成
- (4) 採用予定者名簿の作成
- (5) 採用後の人事情報管理
- (6) 採用試験の実施状況にかかる資料作成

個人情報の管理につきましては、当機構において万全の管理をいたします。

また、上記利用目的以外の目的に利用することは一切いたしません。提出いただいた個人情報に修正が生じた場合は、総務課採用担当までお申し出ください。

採用後の給与・勤務時間・休暇等について

1. 給与

一般財団法人上越市地域医療機構の給与規程に基づき給料と手当を支給します。
(以下、令和4年度実績を表記しています。)

【看護師初任給】

大学卒 227,100 円
短大3卒、専門学校(3年) 218,600 円

【諸手当】

宿直手当	1回につき8,000円
夜勤手当(深夜勤)	1回につき5,250円
夜勤手当(準夜勤)	1回につき4,550円
夜勤手当	1回につき9,800円
待機手当	1回につき2,000円
住居手当	借家の場合、月額28,000円上限
通勤手当	自家用車等の場合、月額22,400円上限
処遇改善手当	月額8,000円
賞与(ボーナス)	年間基本給等の4.40月分(令和4年度実績) 支給基準日6月30日・12月10日(年2回)
上記は代表的な手当であり、この他にも扶養手当・超過勤務手当等があります。	

【参考】令和3年4月に採用した看護師の給与概算(令和4年度の年収)

看護師 大学新卒:給与総額 4,633,426円

看護師 短大3新卒専門学校新卒:給与総額 4,477,224円

※勤務実績により支給する時間外勤務手当等に違いがあることから、個々の額は差が生じます。

2. 勤務時間

(1)4週8休制 1週間当たり38時間45分勤務

(2)このほか国民の祝日、年末年始の休日があります。 ※勤務した場合は代休付与又は休日給支給

(3)勤務形態:3交替制勤務、2交替制勤務

3. 休暇

(1)年次休暇(有給)

採用年度(4月1日から3月31日までの間)に10日間を限度として付与
(4月1日付採用者は、採用時に10日間付与)

1日、半日、1時間単位で取得可能

取得しなかった日数は10日を超えない範囲内でその翌年度に限り繰越しが可能

(2)傷病休暇(有給)

負傷又は疾病の場合

(3)特別休暇(有給) ※全19種類

ア 夏季休暇

6月から10月までの期間において、原則として連続する5日間

イ 結婚休暇

入籍又は結婚の日の前5日から後30日までの期間において原則として連続する7日間

ウ 介護休暇

職員が要介護者の介護又は通院等の付き添いなど、要介護者の世話をを行うため勤務しない場合は、年5日間(要介護者が2人以上の場合は、年10日間)

エ その他(リフレッシュ休暇、忌引、ボランティア、災害被災時等)

(4)妊娠、出産、子育てと看護、介護などの支援制度について

～日々の暮らしと仕事の両立をサポートします～

ア 特別休暇(有給)

① 出産休暇

産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間

② 育児時間

生後満1年に達しない生児を育てる女性職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合1日2回それぞれ30分以内又は、1日1回1時間以内

③ 配偶者の出産休暇

④ 男性職員の育児休暇

配偶者が産前産後期間中で、男性職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため勤務しない場合は、配偶者の産前産後期間内において5日間

⑤ 家族の看護休暇(対象者:配偶者、父母、子、配偶者の父母等)

負傷し、又は疾病にかかった家族の看護(看病、通院等の世話)を行う場合のほか中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子に予防接種もしくは健康診断を受けさせる場合、1年間に5日間、2人以上の場合は10日間

イ 育児休業等

① 育児休業

男女を問わず、子が2歳に達する日まで取得が可能。
社会保険料が免除される。

② 育児短時間勤務

男女を問わず、勤務時間を2時間以内の範囲で子が3歳に達する日まで取得が可能。(始業時間は10時30分以前、終業時間は15時15分以降)

ウ 妊産婦の女性職員に対する軽減措置等

① 深夜勤務及び時間外勤務の制限

② 健康診査及び保健指導のために必要な時間の勤務免除

③ 業務軽減

④ 休息・補食のために必要な時間の勤務免除

エ その他

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員及び配偶者、子、父母の介護を行う職員について、当機構では深夜における勤務を制限する制度を設け、職員が働きやすい環境を整備しています。

4. 入職後の研修

当機構では、新人看護職員の指導に当たる教育担当者を各部署に配置し、スタッフ全員で役割分担をしながら支援・指導する体制をとっています。

また、採用から中堅までの看護師には、看護実践能力の個人評価と自己研鑽ツールとしてクリニカルラダー(日本看護協会版)を活用した、主体的な学習を促し、経験を積み重ねながらステップアップできるよう支援しています。

5. 社会保険・年金等

(1)厚生年金に加入

(2)雇用保険・労災保険に加入

(3)新潟県病院企業年金基金に加入(掛金は全額当機構負担)

(4)上越市勤労者福祉サービスセンターに加入(掛金は全額当機構負担)

6. 災害補償

仕事中のケガ、通勤中の事故などの災害補償制度があります。